

2 補装具費支給に関するQ & A

補装具費支給に関するQ & A

I 共通事項

Q1 補装具に係る告示については、これまで各年度末に改正され、新年度から適用することとされているが、完成用部品の通知が年度途中で発出された場合、当該通知の適用日については、どのように考えたらよいのか。

A 完成用部品の名称や価格等については、告示（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）において、「別に定める」とされており、障害保健福祉部長通知（以下「通知」という。）により示しているところである。

したがって、完成用部品の価格等については、告示の改正に関わらず、「別に定める」ところの通知が改正されるまでの間は、旧来の通知が適用されることとなっている。

このため、年度途中において通知が改正された場合にあっては、当該年度の4月1日への遡及適用は行わず、補装具費支給申請に対する支給決定日において適用されている通知に基づき、判断していただくこととなる。

Q2 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であり、職業又は教育上等特に必要と認められた場合は2個が可能となっているが、次のような場合にも、複数の支給を認めることは可能か。

- ① 日常的に車いすを利用している者が、日常使用している車いすに加えてスポーツ専用車いすを希望した場合
- ② 自己での車いす操作が不可能な方であって、主に外出用として、介護者の負担軽減のみを理由とした電動車いすを希望した場合
- ③ 室内用、室外用など、異なる場所での使用を想定し、複数台の支給を希望している場合

A ① の場合

スポーツ専用車いすについては、その使用目的が日常生活の能率の向上にはあたらないことから、補装具費の支給対象とはしていない。

② の場合

電動車いすの支給目的については、あくまでも電動車いすを使用する者の自立（日常生活の能率の向上）を図ることであり、介護者の負担軽減のみを理由とした支給は想定していない。

③ の場合

室内用・室外用などを希望する場合については、それぞれの使用場所における兼用の可否とともに、職業又は教育上等特に必要と認められるのかを十分に確認した上で、支給の有無を慎重に判断されたい。

Q3 義肢等に使用される完成用部品は、義足の膝継ぎ手、足部など多種多様なものとなっており、その適合判定に苦慮するところである。

補装具費の支給に当たり、失われた身体機能の補完、代替、生活の能率向上を図ることを目的としていることや、公平な判定を行う観点からも、何らかの判断基準を示すべきではないか。

A 補装具については、身体障がい者の場合は、職業その他日常生活の能率の向上を図ることを、また、身体障がい児の場合は、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであることから、補装具費の支給に当たっては、障がいの状況や生活環境、就労上、教育上等特に必要な配慮等を総合的に判断し、当該者・児に対して、最も適切な補装具（部品）を選択する必要がある。

こうしたことから、特定の完成用部品について、対象者を限定するなど、一律に判断基準を示すことは選択の幅を狭めることとなるため、難しいと考えている。

Q4 修理基準が示されていない場合の補装具の修理基準額はどのように考えたらよいか。

A 修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できることとしている。（平成22年3月31日 障発第033112号「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）

また、新規作成時に部品等の加算を行う場合であって、例えば、電動車いすの修理基準に示されていないシートベルトなどの加算が必要となる場合には、上記の考え方にに基づき、車いすの修理基準を参考とするといった取扱いも可能である。

Q5 児童福祉法に基づく保護者とされる障害児施設の施設長が、補装具費支給申請を行った場合、補装具費支給制度により補装具費（100分の90相当額）を支給することは可能か。

また、可能である場合、誰の所得証明を添付するのか。

A 可能である。なお、利用者負担（10/100相当額）を施設長に課すことは社会通念上適当ではないことから、利用者負担については障害児施設措置費において、医療費として支弁して差し支えない。

また、申請には保護者である施設長と施設長の属する世帯の他の世帯員の所得証明を添付する。

利用者負担上限額は保護者及び保護者の属する世帯の他の世帯員の所得の状況に応じて判断することとなっている。

Q 6 補装具費支給決定後、製作途中で補装具費支給対象障がい者等が死亡した場合、どのように取り扱うべきか。(支給決定後における未完成の補装具の取り扱い等)

併せて、製作途中で寝たきりとなり、実際に補装具を使用しなかった場合はどうか。

A 障害者自立支援法施行規則第65条の7第1項においては、補装具の購入又は修理が完了した後に、「適合状態を確認できる書類（適合証明書）等」（10号）を求めているところであるが、補装具製作途中で本人が死亡する等、特段の事情がある場合には、適合証明書を欠く場合であっても（未完成の補装具であっても）補装具費の支給を行うこととする。

補装具費の額については、補装具費支給対象障がい者等の死亡時点において、補装具製作者が発行した領収書による額から算定することとなる。ただし、未完成部分があることから、身体障害者更生相談所等の意見を参考に、支給決定時の見積額の範囲内での実費相当額とする。

なお、補装具費支給対象障がい者等が死亡した場合の利用者負担については、生活保護世帯に準じた取扱いを行う等適宜の方法により減免して差し支えない。

また、製作途中で寝たきりとなり、実際に補装具を使用しなかった場合も、上記に準じて取り扱うことが妥当である。

Q 7 修理に長期間を要することを理由に、修理期間の日常生活を保持するために再新調を申請することは可能か。

A 補装具の修理を行っている間、当該補装具の代用品を支給することは認められない。

このような場合には、身体障がい者（児）の便宜を図るためにも、補装具製作者と十分な連携を図り、短期間で修理が行えるような対応が必要である。

なお、どうしても代用品が必要な場合で、補装具製作者が使用可能なものを用意できる場合、これを一時借りるなどの方法が考えられる。

Q 8 同一月内に複数回の支給決定を行う場合に、月の途中で世帯の状況に変動があったなどの理由で、異なる負担上限月額の区分にて補装具費の支給申請があった際の取扱いはどうなるのか。

A 同一月内での負担上限月額の変更は行わない。ただし、生活保護受給世帯となった場合及び生保減免が適用となった場合については、申請月の初日に遡って負担上限月額を適用することとなる。

Q9 1人が同じ月内に、複数の補装具に係る補装具費の支給を受けた場合の自己負担額はどのように考えればよいか。

A 利用者の自己負担額は、原則として、補装具の購入又は修理に要した費用の額の1割となり、複数の場合は各々の補装具費の1割の額が加算されることとなる。ただし、1ヶ月の自己負担の上限額として、世帯の所得に応じて4区分の負担上限月額が設定されていることから、1人が同じ月内に複数の補装具費の支給を受けた場合も、負担上限月額がその月に支払う額の上限となる。

II 個別事項

Q10 補装具のうち特に義肢及び装具の場合、義肢装具士の資格を有する者が採型や適合をすべきと思われるが、どう考えればよいか。

A 義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合については、身体に触れた上で行う行為であり、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び義肢装具士法（昭和62年法律第61号）の規定により、医師、看護師等又は義肢装具士の資格を有しない者が業として行うことが禁止されている「診療の補助行為」に該当する。

従って、障害者自立支援法に基づく補装具費支給制度においては、義肢装具士の資格を有する者が、義肢装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合を行うべきである。

また、利用者への補装具製作者情報の提供にあたっては、義肢装具士の資格を有する者が採型及び適合を実施する体制にあるか等の観点に基づく検証も重要である。

なお、義肢装具士を配置している補装具製作者については、財団法人テクノエイド協会のホームページにおいて情報提供しているので参考にされたい。

Q11 装具の患足を補高した場合で、健足も補高する必要がある場合、加算が可能か。

A 健足補高の加算については、靴型装具及び靴付き下肢装具の場合は可能であるが、それ以外の装具の場合は、患足の状況とともに健足に補高を必要とする状況等について個別に必要性を判断することとなる。

Q12 平成22年度改正により、盲人用安全つえについては、身体支持併用のつえも対象とされたが、その交付に当たって、肢体不自由（下肢の機能障害など）を理由とした身体障害者手帳の所持が必要か。

A 今回の改正については、高齢化に伴い、身体を支えることができる盲人用安全つえのニーズが高まっていることから、市場調査等を行った結果として新規に取り入れたものであるため、視覚障害であって、身体支持併用のつえの交付が必要と認められる場合、支給の対象と考えて差し支えない。

Q13 遮光眼鏡について、従来は原因疾患による支給対象者が示されていたが、平成22年度改正により、対象者が原因疾患によらないと明確化され、申請者の増加及び申請内容の多様化が見込まれるところであるが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。

- ① 視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けていない者に対し、矯正機能のある遮光眼鏡を給付することは可能か。
- ② 視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けている者に、矯正遮光両用の眼鏡を給付する場合、矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額として設定してよいか。

A 遮光眼鏡については、これまで遮光眼鏡の有効性が認められた疾患である網膜色素変性症、白子症、先天性無虹彩、錐体桿体ジストロフィーの4疾患としていたところであるが、真に症状に応じた支給とするため、改めてその症状に着目した対象者像を明確化したところである。

① の場合

矯正眼鏡は、屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下（視力障害）等の視力障害を理由とする身体障害者手帳の交付を受けた者であって、矯正眼鏡にて視力が改善される者を対象に給付している。このため、それ以外の者に対する遮光眼鏡の支給に当たり、矯正機能を付加することは適当ではない。

② の場合

遮光眼鏡及び矯正眼鏡について、双方の給付を受けることができる者については、遮光眼鏡と矯正眼鏡を、それぞれの機能ごとに分けて使用することが想定されるのか、常時一体的に使用することとなるのかなど、申請者の生活環境等を参考として判断することとなる。したがって、一律に矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額とするのではなく、常時一体的に使用することとなる場合については、遮光眼鏡の基準額を上限として設定されたい。

Q14 平成22年度改正で、車いす及び電動車いすに関する特別調整加算が廃止されたが、どのように考えたらよいか。

A 特別調整加算は、基本構造以外の構造を追加する際の基準として設定され、例えば「車いす普通型」に跳ね上げ式のアームレストを付加するような場合、車いす普通型の価格の10%の範囲内で加算することにより対応するという取扱いが行われてきた。

しかしながら、補装具の支給状況を見ると、特例補装具が多く支給されていること、特例補装具には価格の上限設定がないことから適正価格の判断が難しくなっていることなども考えられるため、価格の適正化を図りつつ、一般化できるオプションについては、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたものである。

Q15 車いす及び電動車いすの新規製作等について、

- ① ベースとなる「基本構造」
 - ② 新規作成時及び修理時の加算
 - ③ 加算する場合の基準額と使用部品数との関係
- について、どのように考えたらよいか。

A 平成22年度改正で、これまで特別調整加算により対応されてきた部品や、実際に特例補装具として対応されてきたもののうち、一般化できるオプションについて、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたものである。

- ① 車いすの基本構造は、フレーム、シート、バックレスト、アームレスト、フットサポート、フットプレート、キャスター、駆動輪、ブレーキ、ハンドリムなど、普通型の車いすを構成するのに必要最低限の構造を想定している。また、普通型電動車いすについては、これらの構造に、電動駆動装置（モーター等）、コントロールボックス、クラッチレバーなど、電動車いすとして機能するのに必要な構造が加わることとなる。
- ② 補装具費の新規製作時には、基本構造に含まれていない部品に限り加算できることとしており、この場合は、修理基準の額を上限として加算する。

また、修理時には修理対象となる部品について、原則、修理基準の額を上限とすることができることとしている。

以下、考えられる修理事例と修理基準額適用の考え方を、いくつか例示する。

ア) ノーパンクタイヤのついた車いす（普通型）の、ノーパンクタイヤ2個を修理交換する場合の考え方

$$\begin{aligned} & (\text{ノーパンクタイヤ交換} + \text{購入後後付け加算} \times) \times \text{個数} \times 1.03 \\ & = (3,690\text{円} + 1,740\text{円}) \times 2\text{個} \times 1.03 = 11,185\text{円} \end{aligned}$$

※ 購入後に後付けする場合は1,740円増しとするととなっている。

イ) 跳ね上げ式アームサポートのついた車いす（普通型）の、跳ね上げ式アームサポート（1個）のみを修理交換する場合の考え方

$$\begin{aligned} & (\text{跳ね上げ式アームサポート交換}) \times \text{個数} \times 1.03 \\ & = 4,680\text{円} \times 1\text{個} \times 1.03 = 4,820\text{円} \end{aligned}$$

ウ) 角度調整、前後調整付きフットサポートのついた車いす（普通型）の、フットサポート（1個）を修理交換する場合の考え方

$$\begin{aligned} & (\text{フットサポート交換} + \text{角度調整} + \text{前後調整}) \times \text{個数} \times 1.03 \\ & = (3,000\text{円} + 1,500\text{円} + 1,500\text{円}) \times 1\text{個} \times 1.03 = 6,180\text{円} \end{aligned}$$

- ③ 告示の修理基準などに示している基準額については、原則として個々の部品1個の額を想定しているため、1台の車いす製作に必要な数を乗じて算出した額を上限と考えることとなる。

しかしながら、例えば車軸位置調整部品などのように、必ず左右2つの部品をセットで使用しなければ機能しないものについては、2つの部品をセットしたものを車いす1台分として基準額を示しているの、取扱いには留意されたい。

Q16 平成22年度改正により、個々の障がい者の身体状況等を勘案して、種々の機能や部品が加算できることとされた。それにより、カタログに掲載され、定価も明示されている車いすや電動車いすそのものを申請しているにも関わらず、告示に示された種々の加算を加え、定価を超えた見積りを提出する業者が増えてきているが、

- ① 標準搭載されている機能等について、個々に加算を認める必要があるのか。
- ② 種々の加算を計上した場合に、カタログ掲載価格（定価）を超過してしまう場合の上限額をどのように考えるべきか。

A 平成22年度改正で、これまで特別調整加算により対応されてきた部品や、実際に特例補装具として対応されてきたもののうち、一般化できるオプションについて、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたところである。

① の場合

申請時に提出されたカタログ等により、車いすや電動車いすの定価に標準搭載されている機能や部品が含まれていることが明らかになっている場合について、加算をすることは適当ではない。

② の場合

車いすや電動車いすを新規作成する際に、申請者の障がい状況等を勘案した加算等を加えて作成した見積りがカタログ定価を超えた場合については、カタログ定価を上限とすることが最も合理的な判断と考える。この場合には、修理申請時の判断において、支給する車いすがどのような機能を持つものであるのかを正確に把握しておくため、見積りには付属した機能を明記した上で、定価との差額を値引きとして取り扱うといった対応が考えられる。

Q17 平成22年度改正において、車いす及び電動車いすの備考欄に「体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる場合には、別に定めるところによるものを加算すること」との記述が追加されている。別に定めるところによるものとして、座位保持装置の完成用部品の価格のみを加算するものと解釈してよいか。

A お見込みのとおり。

Q18 車いす及び電動車いすの耐用年数が、5年から6年に改正されたが、平成21年度以前に支給したのも、6年と考えてよろしいか。

併せて、座位保持装置に、車いす・電動車いすの機能を付加した場合については、どのように判断すべきか。

A 車いすの耐用年数については、耐久性向上の環境が整えられつつあること、モジュラー型車いすの普及により、部品の修理交換で対応できるケースが増え、再支給に至らない場合があること、医療機関の専門職への聞き取り結果等から、耐用年数を5年から6年に見直したところであり、平成22年4月以降に更新を行う車いすについては、6年として取り扱うこととなる。

しかしながら、そもそも耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであり、耐用年数を超えていないから修理や再支給を認めないなどと、一律に取り扱うのではなく、当該補装具の状態、障がい状況や生活環境等を把握することにより、実情に沿うよう十分に配慮することが必要である。

また、座位保持装置に車いす・電動車いすの機能を付加した場合についても、座位保持装置や車いす・電動車いすの耐用年数で一律に対応することなく、上記と同様の取扱いとすることが望ましい。

Q19 「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」p55にある「成長対応加算」の対象者に記載されている、「バックサポート高さ、座奥行き、背座張り調整、フットサポート前後調整、車軸位置調整、脱着ハブ」について、これらすべてをとりつけたときに加算するという取扱いでよろしいか。

A 「取扱要領」にお示ししている部品は「成長対応加算」の例示であり、障がい児等の状況によってはこれらの部品すべてが必要でない場合も考えられる。

この場合、成長対応型部品交換の修理基準の56,020円を上限として、必要な付属品の修理基準の額を加算することで対応していただいて差し支えない。

ただし、追加した部品の修理基準の総額が56,020円を下回る場合は、当該金額を上限額として取り扱うこととされたい。

Q20 電動車いす簡易型A切り替え式について、従前は「手動兼用型」という名称で、告示の基本構造欄にも「ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。」という記載があったが、改正により名称が「簡易型」となり、基本構造欄も「車いすに電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。」と変更されている。

- ① これにより、駆動輪が小さい（車いす手押し型に取り付ける）電動ユニットも基準内の取り扱いが可能であると考えてよろしいか。
- ② また、電磁ブレーキの加算については、通常型の電動車いすには、加算できないこととされているが、簡易型電動車いすの見積りに当たっては、電磁ブレーキは加算して考えるべきか。
- ③ 簡易型電動車いすの上限額はどのように考えたらよいのか。

A ① の場合

簡易型電動車いすについては、従前「手動兼用型」としていたものについて、今回の改正においてJISにあわせた表記とすることとしたものであるため、原則としては、「普通型」の車いすに電動駆動装置等を取り付けたものを想定している。

② の場合

通常型の電動車いすには、電磁ブレーキが基本構造として含まれているため、新規加算はできないこととしているが、「簡易型車いす」については、基本構造に含まれていないため、加算することが可能である。

③ の場合

①及び②から、簡易型車いすの上限額については、次のように考えることとなる。

「電動車いす（簡易型）の基準額」＋「車いす（普通型）の基準額」＋「付属品の基準額」

なお、ここでいう「付属品」には、上記の電磁ブレーキの他、外部充電器、バッテリー、転倒防止装置など「車いす」の修理基準の表に掲げられるものが想定される。

Q21 電動車いすを新規製作する場合、基準額にバッテリーの価格を加算することができるのか。
また、加算できるとした場合、その価格には、ハーネス及びリレーの価格も含まれているのか。

A 電動車いすの基本構造にバッテリーは含まれているものの、制度導入時より想定していた電動装置交換には、バッテリーの額は含まれていなかったことから、簡易型電動車いすについては加算の算定を可能としてきたところ。こうしたことを踏まえて、今般、普通型電動車いすについても、簡易型電動車いすとの整合性を図る必要があるという観点から加算の算定を可能としたものである。

なお、新規製作時に加算する場合の価格については、修理基準の表に掲げるバッテリー交換の額の範囲内とされており、ハーネス及びリレー部分は、含まれない（基本構造に含まれる）ものである。

Q22 特例補装具として取り扱う新リクライニング式車いすとリクライニング・ティルト式車いすとはどのような違いがあるのか。

A 新リクライニング式車いすは、座面の中央部にティルト機構の支点があり、従来のリクライニング機構のように臀部を前にずれさせずにリクライニングすることが可能な機種であり、リクライニングを繰り返しても臀部がずれにくく、姿勢変換はレバー1本で行うため操作が簡単である。

リクライニング・ティルト式車いすは、従来のリクライニング機構（座面角度は一定のまま背の角度のみ変わる）に、ティルト機構（座面と背の角度を一定に保ったまま角度を変える）も加わり色々な姿勢に対応可能な機種となっており、ティルト機構により姿勢を崩さず休息することが可能で、リクライニング機構により水平に近い角度まで倒すことも可能である。

なお、股関節に屈曲制限がある筋緊張の強い場合などでは、リクライニング機構で股関節に無理のない姿勢を保持したまま、ティルト機構により休息を取ることも可能となる。

Q23 平成22年度改正で、座位保持いすの交付について、車載用として交付する場合の加算が付加されたが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。

- ① どのような座位保持いすが加算できる対象範囲となるのか。
- ② 座位保持いすの基準額と車載用の基準額の合計額を超える場合、差額自己負担で対応するのか。座位保持装置での支給も可能か。
- ③ 座位保持いすの車載用について、家用と通学用の複数支給は可能か。
- ④ 身体状況に合わせ、パット等を使用することが望ましい場合、座位保持装置のものを加算して用いることが可能か。

A ① について

一般の児童を対象とする市販のチャイルドシートでは対応できないような車載用の座位保持いすについて加算（支給）の対象としているものである。しかしながら、オーダーメイドに限定するものではなく、仮にいわゆる既製品であったとしても、個々の障がいの状況等に対応できるものであれば（オーダーメイドに準じたものであれば）補装具として支給することは差し支えない。

② について

支給に当たっては、他の補装具と同様の扱いとなるため、個人の嗜好により生じた差額は自己負担となる。また、車載用として交付する場合の加算は、「座位保持いす」についてのみであり、「座位保持装置」として支給することは適切ではないと考えている。

③ について

複数の支給に当たっては、就学上等、真に必要と認められる場合についてのみ対象となる。

④ について

追加のパット等を使用する場合には、加算の範囲内で対応することが前提であるが、真に必要と判断される場合には、特例補装具として扱うことも可能である。

Q24 障がい児の補装具について、座位保持装置（主に更生用）と立位保持装置（主に訓練用）を同一人物に支給することが考えられるが、本来、補装具は更生用とされているため、主に訓練用として使用する補装具についてはどのように取り扱えば良いか。

A 障がい児の場合、訓練による機能の向上が期待されることが多く、立位保持装置（基準上の種目名は、起立保持具（障がい児に限る））に関しては、もっぱら訓練用であっても支給可能と思われる。

Q25 歩行器の基準（39,600円）に、「後方支持型のは21,000円増しとすること。」という内容が追加されたが、この「後方支持型」のものとは、具体的にどのようなものを指すのか。

A 「後方支持型」については、身体を支えるための支持バーが側方と後方のみにあるものを想定している。